

沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)(企画部)補助金交付要綱

(通則)

第1条 沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)(企画部)補助金(以下「補助金」という。)の交付については、沖縄先端医療技術基盤形成促進事業費補助金交付要綱(令和8年3月30日府政沖第114号)及び研究高度化支援事業・研究拠点整備事業実施要領(令和8年3月31日制定)、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、医薬品及び医療機器開発をはじめとした、高付加価値産業の定着に向けて、ライフサイエンス(生命現象の解明及びその成果の応用に関する総合的科学技术をいう。以下同じ。)に係る研究の高度化を支援することにより、沖縄におけるイノベーション・エコシステムの構築に繋げることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件に全て該当する県内研究機関もしくは県内研究機関を含む共同体とする。

なお、県内研究機関とは、沖縄県内大学・高専又は沖縄県内に本社・支店・研究施設を有する(又は沖縄県内に本社・支店・研究施設を有する見込みのある)企業・一般財団法人・一般社団法人・公益法人等を指す。

- (1) 本事業に係る主たる研究開発を沖縄県内で実施し、かつ、事業終了後も沖縄県内での継続的な研究開発及び事業展開が見込めること。
- (2) 本事業の実施に係る研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金や研究設備等について十分な管理能力を有していること。

(補助金交付の対象、補助対象経費の経費区分及び補助率)

第4条 沖縄県知事(以下「知事」という。)は、沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)(企画部)補助事業(第2条に規定する交付の目的に沿ったものに限る。以下「補助事業」という。)に必要な経費のうち、補助金交付の対象とし知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の経費区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助限度額）

第5条 知事が交付する補助金の1件あたり補助限度額は以下のとおりとする。

- （1）基礎研究（社会実装を見据えた技術シーズの発掘・育成段階）：25,000千円
- （2）応用研究／非臨床（医療応用を見据えて実用的形態に展開する段階）：50,000千円

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の補助金交付申請書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請内容が適正であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付決定の変更申請）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ別記様式第2号により交付決定変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- （1）補助対象経費の経費区分毎における配分額の20%以内の変更
- （2）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- （3）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（交付決定の変更及び通知）

第9条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請内容が適正であると認めたときは、補助金の交付決定の変更を行い補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 10 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第 3 号の補助金中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記様式第 4 号の補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(契約等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、相見積もりの取得等による一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

(申請書の取下げ)

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、別記様式第 5 号の交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第 14 条 補助事業者は、知事の要求があった場合には、すみやかに別記様式第 6 号の補助金遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 9 日のいずれか早い日までに、別記様式第 7 号の補助金実績報告書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに交付の決定に係る会計年度が終了した場合は、翌年度の 4 月 20 日までに、前項に準ずる実績報告書等を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 16 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 知事は、第 10 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 7 条の決定の内容（第 9 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 18 条 補助事業者は、第 16 条第 1 項の規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第 8 号の報告書により知事に速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、第 16 条第 3 項の規定を準用する。

（補助金の請求）

第 19 条 補助事業者は、補助金について概算払を受けることができる。ただし、概算払の額は補助金交付決定額の 9 割を限度とし、補助事業の進捗割合を超えてはならない。

- 2 補助事業者は、前項の概算払を受けようとする場合は、別記様式第 9 号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けた場合は、直ちに別記様式第 10 号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第 20 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について別記様式第 11 号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 15 条に定める実績報告書に別記様式第 12 号の取得財産等明細表を添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 21 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件あたり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、別記様式第 13 号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 規則第 20 条で定める財産の処分を制限する期間は、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定められている耐用年数を勘案した期間とする。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を交付金事業者に納付させるものとする。

（補助金の経理等）

第 22 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）年度の翌年度以降 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

（成果の報告）

第 23 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、当該補助事業に係る過去 1 年間の研究開発又は事業化の状況について、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に報告させることができるものとする。

（産業財産権に関する届出）

第 24 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第 14 号の産業財産権届出書を知事に提出しなければならない。

（収益状況報告）

第 25 条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定等により収益があったときは、別記様式第 15 号の収益状況報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。
- 3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。
- 4 収益状況報告を行うべき期間は、補助事業の完了年度の翌年度以降 5 年間とする。

（海外付加価値税に係る還付金の納付）

第 26 条 知事は、補助対象事業の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって、当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

- 2 補助事業者は、補助対象事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、様式第 16 号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

（雑則）

第 27 条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなお効力を有する。

(別表)

補助対象経費の経費区分	内 容	補助率
1. 物品費	研究開発に必要な機械装置の購入、リース等に要する経費 (1)機械装置備品費 (2)(1)の整備等に必要となる経費	大学等公的機関 ^(※1) 10/10 企業等 ^(※2) 8/10 以内
2. 人件費	事業実施に直接従事する者にかかる労務費 (1)研究員費 (2)管理員費 (3)補助員雇用費	
3. その他経費	その他補助事業者が事業実施のために必要と認められる経費 (1)消耗品費 (2)謝金 (3)旅費 (4)外注費 (5)運搬費 (6)技術導入費 (7)その他知事が特に必要と認める経費	
4. 委託費	補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費	
5. 間接経費	事業の実施に伴い管理等に必要な経費。ただし、大学等 ^(※3) のみ直接経費の合計の30%を上限に計上できる。	

(※1) 大学等公的機関

①大学、②高等専門学校、③大学共同利用機関、④国立研究開発法人、⑤独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、⑥地方公共団体の試験研究機関等、⑦公益社団法人、⑧公益財団法人、⑨第三セクター（地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人含む。）並びに会社法法人）、⑩一般社団法人、⑪一般財団法人

⑩及び⑪については以下のいずれの条件も満たす必要がある

I. 役員（理事・評議員等）に ①～⑨の機関の役員、職員及び地方公務員が複数含まれるなど、研究開発計画の運営管理を担える体制を有している。

II. 定款等に研究開発等の業務に関する定めがある。

(※2) 企業等

「大学等公的機関」以外の機関

(※3) 大学等

①大学、②高等専門学校、③大学共同利用機関